

住宅耐震改修工事をされた方へお知らせ

既存住宅を耐震改修した場合の当該家屋に係る固定資産税について、次の要件を備えた場合に申請していただくと税額が減額されます。

1. 家屋及び耐震改修工事の要件

○家屋の要件

昭和 57 年 1 月 1 日に存在していた住宅

○耐震改修工事の要件

令和 13 年 3 月 31 日までに、建物全体が建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事

(一戸当たりの工事費が 50 万円以上のものに限る。)

2. 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分から、1 年間減額

(例) 令和 6 年 2 月完了・・・令和 7 年度分が減額

3. 減額範囲

一戸当たり改修家屋に係る固定資産税のうち、居住部分の床面積 120 m²相当分までの税額が 1 / 2 に減額されます。※都市計画税は減額されません。

(例) 床面積 150 m²、評価額 150 万円の住宅の耐震改修の場合

家屋に係る税金…150 万円×1.4% =21,000 円

減額される額 …21,000 円×120 m² / 150 m²×1 / 2 =8,400 円

減額後の税金 …21,000 円-8,400 円 =12,600 円

4. 減額の手続き

下記の書類を改修後 3 か月以内に提出をお願いします。

- ・耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書（市公式ウェブサイトよりダウンロード可）
- ・住宅耐震改修証明書または増改築等工事証明書
- ・領収書及び見積書（耐震改修に係る金額がわかること）
- ・改修前後の家屋図面

※工事内容を確認後、必要に応じて現地確認をさせていただきます。

詳細につきましては、総務部税務課資産税係（TEL055-995-1809）までお問合せください。